

foodnia.

進出協定書



竹田市（以下「甲」という。）とフードニア株式会社（以下「乙」という。）は、竹田市議会を立会人として、乙が竹田市内に事業所を設置することについて、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、乙が竹田市に事業所を設置するにあたり、相互協力してその実現を図ることを目的とする。

（事業所整備計画）

第2条 乙は概ね次のような計画に基づき事業所を整備する。

- | | |
|-------------|---|
| （1）事業内容 | 農作物収穫作業受託
農作物の1次処理加工
農作物の1次処理加工時に発生する残渣の堆肥化
農作物を基とする食品製造 |
| （2）事業所の名称 | ファーベル株式会社 |
| （3）事業所の設置場所 | 竹田市大字炭竈500番地 ほか |
| （4）事業開始予定 | 令和6年9月 |

（事業所関連施設用地の確保）

第3条 甲は、乙が事業上必要とする事業所用地等の確保ができるよう協力する。

（従業員の採用）

第4条 甲は、乙の従業員の充足に協力し、乙は従業員の採用について地元希望者を優先するものとする。

（地域振興に関する協力）

第5条 乙は、事業所建設及び事業に伴う所要の資材、役務及び農作物の調達にあたっては、できる限り竹田市内の事業者を活用するものとする。

（地域社会や地域農業との調和）

第6条 乙は、地域社会や地域農業との融和・協調に努めるものとする。

（公害防止等の基本理念）

第7条 乙は、事業に伴い公害を発生させないこと及び周辺地域の生活環境を保全することを基本理念として、常に適切な措置を講じるものとする。

2 乙は、農作物の1次処理加工並びに農作物の1次処理加工時に発生する残渣の堆肥化の事業場から粉じん、騒音、悪臭等が発生しないよう、適切な措置を講じるものとする。

（協議）

第8条 乙は、経済情勢並びに不測の事態等によりやむなく事業計画が変更になる場合は、あらかじめ甲と協議するものとする。

（信義誠実）

第9条 甲及び乙は、信義に従い誠実にこの協定に定める各事項を履行しなければならない。

（守秘義務）

第10条 甲及び乙は、この協定に基づく取組の実施にあたり知り得た機密情報を、相手方に事前の承認を得ないで第三者に開示・漏洩してはならない。

2 前項に定める義務は、本協定の終了後も存続するものとする。

（疑義の処理）

第11条 この協定に定めのない事項について定める必要が生じたとき、又はこの協定に定める事項について疑義が生じたときは、その都度協議の上、処理するものとする。

この協定が成立したことを証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び立会人署名のうえ、それぞれ1通を保有する。

令和5年10月23日

甲

竹田市

竹田市長

土居昌弘

乙

フードニア株式会社

代表取締役社長

白井雄樹

立会人

竹田市議会

竹田市議会議長

佐藤美樹

foodnia. 進出協定書



竹田市（以下「甲」という。）とフードニア株式会社（以下「乙」という。）は、竹田市議会を立会人として、乙が竹田市内に事業所を設置することについて、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、乙が竹田市に事業所を設置するにあたり、相互協力してその実現を図ることを目的とする。

（事業所整備計画）

第2条 乙は概ね次のような計画に基づき事業所を整備する。

- | | |
|-------------|---|
| （1）事業内容 | 農作物収穫作業受託
農作物の1次処理加工
農作物の1次処理加工時に発生する残渣の堆肥化
農作物を基とする食品製造 |
| （2）事業所の名称 | ファーベル株式会社 |
| （3）事業所の設置場所 | 竹田市大字炭竈500番地 ほか |
| （4）事業開始予定 | 令和6年9月 |

（事業所関連施設用地の確保）

第3条 甲は、乙が事業上必要とする事業所用地等の確保ができるよう協力する。

（従業員の採用）

第4条 甲は、乙の従業員の充足に協力し、乙は従業員の採用について地元希望者を優先するものとする。

（地域振興に関する協力）

第5条 乙は、事業所建設及び事業に伴う所要の資材、役務及び農作物の調達にあたっては、できる限り竹田市内の事業者を活用するものとする。

（地域社会や地域農業との調和）

第6条 乙は、地域社会や地域農業との融和・協調に努めるものとする。

（公害防止等の基本理念）

第7条 乙は、事業に伴い公害を発生させないこと及び周辺地域の生活環境を保全することを基本理念として、常に適切な措置を講じるものとする。

2 乙は、農作物の1次処理加工並びに農作物の1次処理加工時に発生する残渣の堆肥化の事業場から粉じん、騒音、悪臭等が発生しないよう、適切な措置を講じるものとする。

（協議）

第8条 乙は、経済情勢並びに不測の事態等によりやむなく事業計画が変更になる場合は、あらかじめ甲と協議するものとする。

（信義誠実）

第9条 甲及び乙は、信義に従い誠実にこの協定に定める各事項を履行しなければならない。

（守秘義務）

第10条 甲及び乙は、この協定に基づく取組の実施にあたり知り得た機密情報を、相手方に事前の承認を得ないで第三者に開示・漏洩してはならない。

2 前項に定める義務は、本協定の終了後も存続するものとする。

（疑義の処理）

第11条 この協定に定めのない事項について定める必要が生じたとき、又はこの協定に定める事項について疑義が生じたときは、その都度協議の上、処理するものとする。

この協定が成立したことを証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び立会人署名のうえ、それぞれ1通を保有する。

令和5年10月23日

甲

竹田市

竹田市長

土居昌弘

乙

フードニア株式会社

代表取締役社長

白井雄樹

立会人

竹田市議会

竹田市議会議長

佐藤美樹